

## 前島地区観光拠点イメージ発信業務委託仕様書

### 1 業務名

前島地区観光拠点イメージ発信業務

### 2 業務目的

上天草市の観光拠点として整備を進めている上天草市松島町合津前島地区（以下「前島地区」という。）において、ワクワク感のあるマリンランドのイメージを創出するため、「船」、「夜のエンターテイメント」等をテーマとする取組を実施し、観光入込客数の増加を図ることを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 「船」を活用した新たな体験メニューの実証実験の実施

小早又は古代船に装飾させた手漕船、ペダルボート、エレキモーターを搭載したゴムボート等の船（以下「船等」という。）を活用し、観光客が気軽に楽しめる新しい体験メニューを創設するとともに、観光客等の利用者に対し、試験的にサービスを提供すること。

ア 期間 平成30年10月～平成31年1月の間で、企画提案者が提案できる。

イ 場所 前島地区周辺の海域

ウ 内容

(ア) 船等の種類及び仕様は、前島地区のリゾートのイメージに適合するものとし、提案にあたっては、船等の艘数を明記すること。

(イ) 船等を活用し、観光客が気軽に楽しめる新しい体験メニューを創設するとともに、観光客等の利用者に対し、試験的にサービスを提供すること。

なお、利用者の受付及び安全管理、物品の手配、船等の維持管理等サービス提供に必要な全ての業務を行うこと。

(ウ) 利用者が体験メニューをより一層楽しめるような企画又はゲーム性を取り入れ、積極的に利用者の増加を図ること。

(エ) 一過性の取組でなく、事業終了後の展望が期待できる取組とすること。

(オ) 船等の利用実績及び実用化に向けての課題等を検証し、報告すること。

#### (2) 夜の飲食イベントの実施

上天草市の夜を楽しめるように、夕方から夜にかけて、「熊本県一〇〇」等といった話題性及びインパクトのある飲食イベント（以下「イベント」という。）を実施すること。

ア 時期 平成30年10月～平成31年1月の間で、企画提案者が提案できる。

イ 回数 企画提案者が提案できる。

ウ 会場 前島地区の範囲内で、企画提案者が提案できる。

エ 内容

(ア) お酒を活用し、集客力の向上につなげること。

(イ) 会場の賑わい及びイベント参加者の楽しみを創出する仕掛けを行うこ

と。

(ウ) 可能な範囲で、上天草市の食材を活かした料理を提供すること。

(エ) 出店者の調整、安全管理、物品の手配、設置及び撤去等イベントの実施に必要な全ての業務を行うこと。

(3) 情報発信の実施

(1) 及び(2)の業務内容を広く周知するため、SNS、テレビ、紙媒体等を活用した効果的な情報発信を行うこと。また、メディア等の無料告知枠及びパブリシティの獲得に努めること。

なお、実施した全ての情報発信の内容は記録し、報告すること。

4 委託期間

契約締結の日の翌日から平成31年2月28日(木)まで

5 納入成果物

(1) 納入成果物

業務完了後速やかに、次に掲げる書類について、紙媒体(1部)及び電子データ(CD-R)を提出すること。

ア 実績報告書

本仕様書に記載した業務の実績が分かる資料

イ その他業務実績内容の説明に必要と思われる資料一式

(2) 納入先

上天草市経済振興部観光おもてなし課

6 特記事項

(1) 秘密の保持等

業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、上天草市の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(2) 権利義務の譲渡等

上天草市の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者に負わせてはならない。

(3) 再委託の禁止

上天草市の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に当たり発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

7 その他

(1) 委託期間中及び委託期間の終了後において、上天草市が必要と認める場合は、

受託者に対し、この業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類及びその他の物件を調査させることができる。

- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、遅滞なく上天草市と協議し、これを解決する。
- (3) 前島地区は、雲仙天草国立公園の特別地域内にあるため、業務の実施に当たっては、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）を遵守すること。
- (4) リゾラテラス天草に隣接する土地（上天草市松島町合津6215-17及び6215-23）については、工事の予定があるため使用できない。また、業務の実施に当たっては、工事に支障が出ないように上天草市と十分協議を行うこと。
- (5) 本仕様書3業務内容（1）において、利用者から料金を徴収する場合、徴収した料金は、本業務の事業費に充てること。
- (6) 業務終了後、上天草市の要請があれば、船等及び船等の付属品一式を上天草市に無償譲渡すること。
- (7) 本仕様書3業務内容（1）～（3）の内、最も重要度が高い業務は（1）の業務であることに留意し、提案を行うこと。